

太 鼓 部 会 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

当部会は、公益社団法人都城青年会議所太鼓部会と称する。

第 2 条 (事務局)

当部会は、事務局を公益社団法人都城青年会議所の所在地に置く。

第 3 条 (目 的)

当部会は、盆地まつりへの参加に主眼を置き、その他各催し等にも積極的に参加し、地域へ会議所活動をアピールすることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

当部会は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 盆地まつり等への参加
2. 部会員の技術の向上
3. 部会員交流会の開催

第 2 章 会 員

第 5 条 (組 織)

当部会は、公益社団法人都城青年会議所の正会員で部会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

第 6 条 (入会及び退会)

当部会への入退会は、個人の自由な意思によりできるものとする。尚、新入会員については、義務出席とする。

第 7 条 (役員を選任及び任期)

当部会役員を選任については、部会員の中より部会長・副部会長・運営幹事・会計幹事を選ぶものとし、任期については、原則として 1 年とする。但し、再任を妨げるものではない。

第 8 条 (役員の仕事)

当部会の役員は、部会を代表して健全な運営に努めなければならない。

第 9 条 (附 則)

本規程に定めのない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成 年 月 日より実施する。

【事業計画】

1. 各種イベントへの積極的な参加
2. 太鼓を通じての現役とOBとの日頃からの交流
3. 部会メンバーの技術の向上

太鼓の管理保管に関する事項

(管理保管)

1. 太鼓部会は太鼓の管理保管について万全を期さなければならない。

(貸し出し規程)

1. 本会議所の太鼓について貸し出しを希望する者は7日前までに理事長宛文書にて申し込みしなければならない。
文書の様式は別途定める。
2. 前条の場合は、理事長は太鼓部会の同意を得て許可する。
3. 貸し出し期間中、本会議所の太鼓に損傷を与えたる場合は借り出した本人の全額負担とする。
4. 1回の貸し出し期間は原則として3日間以内とする。

(貸し出し料金)

1. 太鼓の貸し出し料金
4尺 締め太鼓 5,000円
1.5尺 宮太鼓 1ヶにつき 3,000円
2. 太鼓出演および出演料、搬入搬出および搬入搬出料については太鼓部会が窓口となり理事長の承認を得て決定し、理事会にて報告する。また太鼓全般については、理事会において決定する。

附 則

本規程に定めのない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成 年 月 日より実施する。

野 球 部 会 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

当部会は、公益社団法人都城青年会議所野球部会と称する。

第 2 条 (事務局)

当部会は、事務局を公益社団法人都城青年会議所の所在地に置く。

第 3 条 (目 的)

当部会は、LOM内親睦と健康増進に主眼を置き、他LOMとの交流を通じて会議所活動の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

当部会は、第 3 条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 九州地区JC野球大会宮崎ブロック大会への参加
2. 野球部会会員交流会の開催
3. 他LOM、他団体との交流会
4. その他目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

第 5 条 (組 織)

当部会員は、公益社団法人都城青年会議所の正会員で部会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

第 6 条 (入会及び退会)

当部会への入退会は、個人の自由な意思によりできるものとする。

第 7 条 (役員を選任及び任期)

当部会役員を選任については、部会員の中より部長・副部長・運営幹事・会計幹事を選ぶものとし、任期については、原則として1年とする。但し、再任を妨げるものではない。

第 8 条 (役員の仕事)

当部会の役員は、部会を代表して健全な運営に努めなければならない。

第 9 条 (附 則)

本規程に定めのない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成 年 月 日より実施する。

サッカー部会規程

第1章 総 則

第1条 (名 称)

当部会は、公益社団法人都城青年会議所サッカー部会と称する。

第2条 (事務局)

当部会は、事務局を公益社団法人都城青年会議所の所在地に置く。

第3条 (目 的)

当部会は、LOM内親睦と健康増進に主眼を置き、他LOMとの交流等を通じて会議所活動の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

当部会は、第3条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 九州地区JCサッカー選手権大会への参加（全国大会への参加）
2. 部会員交流会の開催
3. 他LOMとの交流
4. その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第5条 (組 織)

当部会員は、公益社団法人都城青年会議所の正会員で部会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

第6条 (入会及び退会)

当部会への入退会は、個人の自由な意思によりできるものとする。

第7条 (役員を選任及び任期)

当部会役員を選任については、部会員の中より部会長・副部会長・運営幹事・会計幹事を選ぶものとし、任期については、原則として1年（1月1日より12月31日）とする。但し、再任を妨げるものではない。

第8条 (役員の仕事)

当部会の役員は、部会を代表して健全な運営に努めなければならない。

第9条 (附 則)

本規程に定めのない事項に関しては、すべて理事会におい